

1. 諮問

- (1) 平成 27 年 9 月から平成 28 年 8 月までの宗像清掃工場環境監視・調査結果について
- (2) 平成 29 年度以降の周辺環境に係る環境監視項目の精査について

2. 答申

平成 28 年 6 月 30 日、平成 28 年 11 月 25 日に開催した宗像清掃工場環境委員会においては、諮問事項に関して以下の区分に分け、周辺環境及び施設の維持管理に関する環境監視結果の評価等を行った。

年月日	検討内容（主なもの）
平成 28 年 6 月 30 日	・ 施設稼働後環境監視結果 (H27 年 9 月～H28 年 3 月) について
平成 28 年 11 月 25 日	・ 施設稼働後環境監視結果 (H28 年 4 月～8 月) について ・ 周辺環境に係る環境監視項目の精査について

2.1 平成 28 年 6 月 30 日(平成 28 年第 1 回環境委員会)の評価

周辺環境に関する環境監視調査は、計画どおり大気質、水質について実施されており、委員会で審議した結果、環境基準値等を満足している。

施設の維持管理に関する環境監視調査は、計画どおり処理対象物、埋立対象物、大気質、水質、騒音・振動、ばい煙測定について実施されており、委員会で審議した結果、施設の計画値等を満足し稼働している。

2.2 平成 28 年 11 月 25 日(平成 28 年第 2 回環境委員会)の評価

周辺環境に関する環境監視調査は、計画どおり大気質、水質、土壌について実施されており、委員会で審議した結果、環境基準値等を満足している。

施設の維持管理に関する環境監視調査は、計画どおり処理対象物、埋立対象物、大気質、水質、悪臭、作業環境について実施されており、委員会で審議した結果、施設の計画値等を満足し稼働している。

2.3 周辺環境に係る環境監視項目の精査

周辺環境に係る環境監視調査は、当該工場の安全安心な操業を確認し、市民へ周知する上で重要な指標であり、今後施設の老朽化が進み、基幹改修を監視する観点からも、同様な調査仕様で監視を継続することが重要であるといった意見もあったものの、周辺環境の大気質濃度及び土壌濃度は、環境基準を達成し、また調査地点間での相関関係も高くなっていることから、調査回数・頻度を見直すことが妥当と判断される。

3. 総括

環境監視結果(平成 27 年 9 月～平成 28 年 8 月)について、宗像清掃工場環境委員会において審議した結果、周辺環境及び施設の維持管理に関する環境監視結果ともに、施設の計画値等を満足して

おり、工場が周辺環境を悪化させるものではないと評価する。

また、周辺環境に係る環境監視項目は、平成 29 年度以降、以下のとおり見直しを行うことが妥当と判断される。

ただし、焼却炉をはじめとした施設の老朽化に伴うトラブルなどが発生し、周辺環境への影響が懸念される場合には、調査回数・頻度を平成 28 年度の仕様へ戻すものとする。

<大気質調査>

- ・夏季 1 箇所、冬季 1 箇所の年間で計 2 回調査へ変更
- ・ただし、現在の調査地点・調査時期を 4 年間でローテーションするものとする

項目	現行		変更案							
	H28		H29		H30		H31		H32	
	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季
原地区公民館跡地	●	●		●			●			
玄海 NT 公民館	●	●				●			●	
ふれあいの森公園	●	●	●					●		
樟陽台中央公園	●	●			●					●
計	8		2		2		2		2	

<土壌調査>

- ・比較的濃度が高い原地区公民館跡地は、年 1 回調査を継続
- ・その他 3 地点は 3 年に 1 回の調査（3 箇所でローテーション）へ変更

以上